3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(73.50) (2)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(895.00)	北緯35度51分31秒東経139度38分57秒の地点と北緯35度59分47秒東経139度10分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(61.00) (2)　埼玉県秩父郡東秩父村坂本786　(620.00)	北緯35度51分31秒東経139度38分55秒の地点と北緯36度03分45秒東経139度09分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(63.50) (2)　埼玉県さいたま市浦和区北浦和５―６―５　(53.40)	北緯35度51分31秒東経139度38分56秒の地点と北緯35度51分54秒東経139度38分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(63.50) (2)　埼玉県春日部市大沼１―76　(35.80)	北緯35度51分31秒東経139度38分56秒の地点と北緯35度51分46秒東経139度39分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度51分48秒東経139度39分11秒の地点と北緯35度52分47秒東経139度40分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度53分06秒東経139度40分21秒の地点と北緯35度53分09秒東経139度40分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度53分14秒東経139度40分28秒の地点と北緯35度53分15秒東経139度40分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度53分31秒東経139度40分43秒の地点と北緯35度53分44秒東経139度40分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(64.50) (2)　埼玉県越谷市越ヶ谷４―２―82　(51.50)	北緯35度51分31秒東経139度38分57秒の地点と北緯35度51分35秒東経139度39分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度51分36秒東経139度39分16秒の地点と北緯35度52分37秒東経139度43分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度52分49秒東経139度44分21秒の地点と北緯35度53分34秒東経139度47分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(64.50) (2)　埼玉県飯能市大字双柳353　(155.50)	北緯35度51分31秒東経139度38分55秒の地点と北緯35度51分15秒東経139度19分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(63.50) (2)　埼玉県所沢市並木１―８―１　(123.50)	北緯35度51分31秒東経139度38分56秒の地点と北緯35度47分59秒東経139度28分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―15―１　(68.50) (2)　埼玉県春日部市増戸752―５　(57.00)	北緯35度51分31秒東経139度38分57秒の地点と北緯35度57分19秒東経139度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(895.00) (2)　埼玉県秩父郡東秩父村坂本786　(632.00)	北緯35度59分57秒東経139度10分32秒の地点と北緯36度03分45秒東経139度09分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(895.00) (2)　埼玉県朝霞市三原１―３―１　(52.80)	北緯35度49分39秒東経139度32分20秒の地点と北緯35度48分49秒東経139度34分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(895.00) (2)　埼玉県本庄市朝日町１―４―６　(78.00)	北緯36度12分32秒東経139度11分29秒の地点と北緯36度13分30秒東経139度11分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(889.00) (2)　埼玉県川越市旭町２―13―６　(38.60)	北緯35度54分38秒東経139度26分30秒の地点と北緯35度54分14秒東経139度27分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(901.00) (2)　埼玉県本庄市大字北堀818―１　(69.30)	北緯36度11分58秒東経139度11分19秒の地点と北緯36度13分00秒東経139度11分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(901.00) (2)　埼玉県東松山市六軒町５　(45.60)	北緯36度01分44秒東経139度23分21秒の地点と北緯36度01分50秒東経139度24分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(889.00) (2)　埼玉県川越市新宿町１―１―１　(46.80)	北緯35度54分46秒東経139度27分17秒の地点と北緯35度54分24秒東経139度28分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(895.00) (2)　埼玉県比企郡川島町出丸下郷53―１　(19.00)	北緯35度58分37秒東経139度28分45秒の地点と北緯35度58分32秒東経139度30分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　埼玉県秩父郡東秩父村坂本786　(632.00) (2)　埼玉県熊谷市末広３―９―１　(71.50)	北緯36度08分05秒東経139度22分12秒の地点と北緯36度08分37秒東経139度23分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域